

警戒区域解除後の住民への緊急時広報体制の検討について

平成25年3月15日
原子力安全対策課

1 警戒区域解除後の住民への緊急時広報体制の必要性**(1) 警戒区域解除後の状況**

平成23年4月に設定された警戒区域及び計画的避難区域については、平成24年4月から順次見直しが行われており、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確認された区域では、避難指示解除準備区域として、宿泊は禁止されるものの、住民の一時帰宅や製造業等の事業再開などが認められている。

(2) 住民滞在状況の把握

当該区域への立入は、警戒区域への一時立入と異なり、事前申請が必要とされていないため住民の滞在状況の把握が難しい。また、各市町村とも防災行政無線や広報車による住民への連絡体制が、震災等の影響により十分にとれない現状にある。

このため、当該区域において、新たな原子力災害や自然災害等の発生もしくはそのおそれにより避難を要する状況となった場合、迅速な避難が困難となることも予想される。

(3) 緊急時広報体制の必要性

このような状況を踏まえ、当該区域内の住民等の安全の確保を図るため、関係機関（市町村、県警本部、消防本部、県、国及び東京電力）が連携した取組を速やかに進めていく必要がある。

2 主な課題**(1) 立入住民等の把握方法****ア 住民**

事前申請義務付けは困難であるため、住民パトロール隊の情報や警ら活動、防火巡回などの情報の共有により把握。また、市町村への任意登録により把握。

なお、携帯電話の位置情報を利用できるか確認。

イ 業者

除染やインフラ復旧等にあたる業者については、環境省福島環境再生事務所やインフラ業者の協力により把握、また、再開事業所については、市町村が把握。

なお、携帯電話の位置情報を利用できるか確認。

(2) 必要情報の取得、共有及び更新

ア 必要情報

住所、氏名、世帯人数、自力避難の可否（自家用車の有無）、緊急時連絡先（電話番号）、要援護者の有無

イ 情報取得者

市町村（住民パトロール隊）、県警本部、消防本部

ウ 共有方法（例）

① 紙ベース

情報取得者が市町村ごとにまとめ、ファクシミリ等で関係機関に送付

② インターネット

情報取得者がインターネットサイト（閲覧者をアカウント等で限定）に登録、関係機関のみが閲覧

ウ 更新頻度

情報の精度と更新労力を考慮し、更新頻度をどうするか

エ 課題

情報の漏えい防止、インターネットの接続環境の確保

(3) 立入住民等への緊急連絡方法

ア 防災行政無線

- ・ 連絡方法の多重化の観点から、復旧を促進
 - ・ 戸別受信機、屋外拡声子局
- ・ 運用職員及び体制確保、若しくは遠隔起動

イ 携帯電話、固定電話

- ・ 震災後、未復旧もしくは電波が弱いなどの地域がある
このため、携帯電話の緊急地震速報、緊急速報メール等が利用できない地域

ウ 広報車

- ・ 運用職員及び体制確保

エ 戸別訪問

- ・ 実施体制（実施主体、役割・地域分担）の構築
- ・ 住民滞在状況の情報

オ テレビ、ラジオ

- ・ 報道要請、テロップ

(4) 立入住民等の避難実施体制

ア 自家用車

立入住民のほとんどは自家用車

イ 避難用車両

- ・ 自家用車を有さない住民、災害時要援護者へは避難用車両の確保

ウ 避難誘導

- ・避難用車両の運行機関
- ・交通（立入）規制の実施

ウ 避難先の確保

基本は宿泊先、宿泊先も避難対象となった場合の避難先

エ 避難状況の確認

- ・戸別訪問
- ・大きな労力を要するため、自衛隊等への協力要請が必要

オ 避難後の防犯、防火体制

3 関係機関の打合せ

(1) 平成25年2月

県警本部、消防本部、県及び国担当者による打合せを行い、警戒区域解除後の住民への緊急時広報体制の必要性について認識を共有するとともに、今後、市町村と連携して関係機関で対応方針を整理していくこととした。

(2) 今後の予定

市町村等の参画を得て課題及び対応方法について検討し、情報共有方法や役割分担などを対応方針として整理する。

避難指示区域と警戒区域の概念図

平成25年3月7日現在

